GPIF Finance Awards for Students 資料

パッシブ運用拡大下における エンゲージメントの促進

GPIFのスチュワードシップ責任に対する 改訂G20/OECDコーポレートガバナンス原則と 英国スチュワードシップ・コードの示唆

> 2024年1月12日(金) 慶應義塾大学 総合政策学部 4年 石井優人

発表の概要

1 課題設定パッシブ運用の拡大

低頻度 売買

低コスト

2



エンゲージメント

重要性増

コスト大

企業・投資家の距離拡大

3

議論

諸外国の参考事例

OECD 原則

UKSS コード

SS活動評価、非財務情報開示、 協働エンゲージメント

4

GPIFについて

将来世代への責任

サステナ ビリティ

(5)

りの一日本への示唆と外部環境

物価目標、資産運用、スタートアップ 持続可能性、インパクト加重会計 など

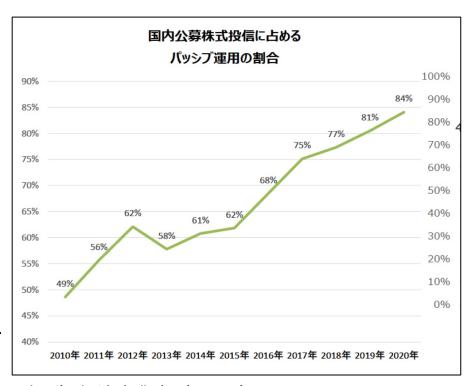
1.パッシブ運用の拡大

パッシブ運用

=株価指数に連動した運用成績をめざす投資手法(拡大傾向)ex. TOPIX, S&P500, BE500

メリット

- ・低コストでの運用が可能
- ・暴落時でも市場平均を下回るこ とが少ない
- ・投資家の腕に左右されにくい



出所) 経済産業省(2020)、p. 25。

2. エンゲージメント

エンゲージメントとは・・・

「機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。」(JPSSコード 指針 1-1)



- ▶ 手段 エンゲージメント (≒ 「目的を持った対話」) など
- ▶ 目的 顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大
- ▶ 前提 投資先企業やその事業環境等に関する深い理解 サステナビリティ(中長期的な持続可能性)の考慮

2. エンゲージメント ~Winter (2011)の分類

Compliance

- Minimal efforts, thoughtless, no added value
- 「議決権行使基準を満たしているかの<mark>確認</mark>」

Intervention

- Incidentally, understand company, value opportunity/ prevent loss
- 「<u>短期的・単発的</u>な企業価値向上に関与」

Stewardship

- Continuous, commitment, defines value of investment strategy
- 「長期的な利益の向上を目指した<mark>継続的な対話</mark>」

2. エンゲージメント ~具体的な障害

「仲介機関の誕生が投資先企業と機関投資家との距離を却って広げてしまった」

<u>1. フリーライダー</u> の存在

・エンゲージメントの果実(=投資リターン向上)は当該銘柄を保有する全ての投資家が享受できる

2. 法的規制

・「協調行動」を規制する米国証券取引法第13条(d) は対話を阻害する可能性(SECによる例外規定も)

3. 流動性

・流動性が高ければ企業は、企業に介入を避け容易に 撤退

<u>4. インセンティブ</u> <u>の欠如</u>

・不等式「エンゲージメントのコスト>エンゲージメントによるパフォーマンス向上」が成立しがち

2. エンゲージメント ~Otsuka (2019) ・大塚(2021b)案

Otsuka (2019) ・大塚(2021)→ヘッジファンドに注目

	強み	弱み
アクティビスト・ ヘッジファンド	・法規制が少ない・個別企業のリサーチが得意・企業に対し十分なブロックサイズの取得が可能で、	・短期主義に陥りがち ・活動が破壊的になる 場合も
パッシブファンド 等の機関投資家	・透明性の高い議決権行使 方針に基づく提案の精査が 可能・大きな議決権を背景にPF 企業全体に圧力	・個別企業のリサーチに消極的

<u>両者が自身の強みで互いの弱みを補い合う形での協働</u>

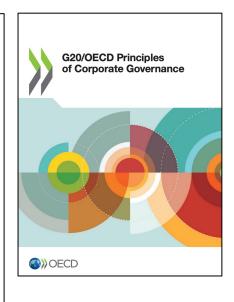
注) Otsuka (2019, p.313-317)、大塚(2021b、p.150-158)を参照。 ブロックサイズとは「保有株式の大きさ」のこと。

3. 海外事例① ~G20/OECD コーポレートガバナンス原則2023

【2023年9月11日公表】

コーポレートガバナンス枠組みによるエンゲージメントの促 進 (Ⅲ.A.)

「<u>コーポレートガバナンスの枠組みは機関投資家による投資先</u>企業へのエンゲージメントを促進・支援すべきである。受託者である機関投資家は投資に際して、議決権行使基準を含め、コーポレートガバナンスや投票に関する方針を開示すべきである。またスチュワードシップ・コードには、補完的なメカニズムの提供を期待し得る。」



リモート株主総会(Ⅱ.C.3.)

「リモートによる参加が可能な株主総会は、<u>コストを引き下げることで株主の参加とエンゲージメントを促す</u>ため、認められるべきである。その際、すべての株主に情報と参加の機会への平等なアクセスが確保されているべきである。」

(金融庁(2021) 4-1-4. にも)

3. 海外事例② ~UKスチュワードシップ・コード2020

1. Tiering Approach

- ・報告書に基づくFRCによる署名機関の格付け
- ・UKSSコードに関する透明性・報告書の質の改善

2. アプライ・アン ド・エクスプレイン

- ・UKSSコードの実効性確保
- ・「期待される報告事項」に係る開示・説明の要求

<u>3. 「協働エンゲージ</u> <u>メント」</u>

- · 'Principle 10'に明記
- ・背景には英国特有の事情

+法律や他原則と重複する内容の削除(予定)

注)SSコードとは、スチュワードシップ・コードのこと。 「期待される報告事項」は、「活動(Activity)」と「結果(Outcome)」等が対象。

3. 海外事例②(続) ~UKSSコード2020の評価



FRC (Financial Reporting Council)

"The Influence of the UK Stewardship Code 2020 on Practice and Reporting"

「改訂コードによる重大な変化が認められた」

【主な意見(一部)】

上場株式以外の 資産クラスにも 同様の取組が必要

集団的エンゲージメントは エスカレーションの手段 として重要性が高まっている SS活動の Activityと Outcomeの 開示が最も 効果的

'resourcing'は今後も 課題に

SSコード以外のルール との一貫性も大事

С

(参考資料:日本の事例)

▶ リモート株主総会(JPSSコード 指針4-1-4)

「株主の出席・参加機会の確保等の観点からバーチャル方式により株主総会を開催する場合には、 株主の利益の確保に配慮し、その運営に当たり透明性・公正性が確保されるよう、適切な対応を行 なっているか。」

▶ 協働エンゲージメント(JPCGコード 基本原則5(抜粋)、JPSSコード 指針4-6)

「上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。」

「機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。」 →UKSSコード (Principle 10) に比べて示唆的

> 大量保有報告制度と共同保有者(金融庁(2014)(抜粋))

「『重要提案行為』に該当するためには、以下の3要件を全て満たす必要があります。(i)提案事項の客観的内容が、政令(令第14条の8の2)で列挙された事項に該当すること(ii)発行者の事業活動に<u>重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼすことを目的</u>としていること(iii)<u>『提案』</u>に該当すること」

「『共同保有者』に該当するためには、『<u>共同して</u>株主としての議決権その他の権利を行使すること』を**『合意』**している必要があります(法第27条の23)。」

4. GPIFについて

目的

年金財政。 安定 に 貢献 特徴

超長期投資家かっ ユニバーサルオーナー

運用額

約219兆円

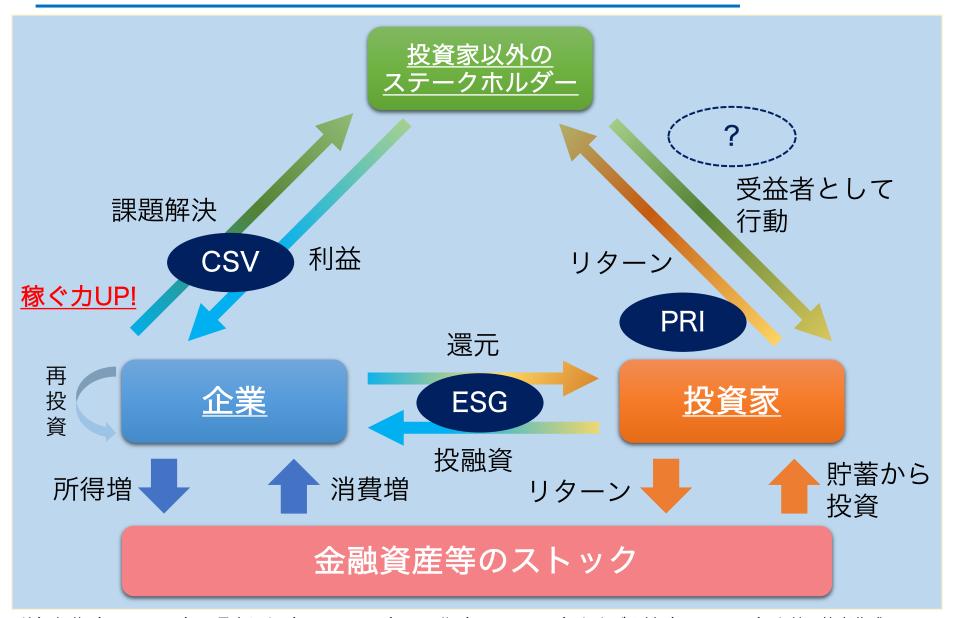
(年率換算+3.91%)

累積収益額:約126兆円

SS活動例

PRI署名 (2015年9月)

(参考資料:インベストメント・チェーンの好循環)



注)伊藤(2018、p.9)、桑島ほか(2022、p.65)、円谷(2022、p.10)および野村(2023、p.2)を基に筆者作成。

5. 日本・GPIFへの示唆 一更なるパフォーマンス向上に向けて

直接・間接的にGPIFのSS活動にも影響を与える可能性がある

①エンゲージメント含むSS活動評価

英国ではUKSSコード 署名機関が提出する報 告書がFRCにより評 価・格付されており <u>(Tiering</u> Approach)、質の改 善につながった

②協働エンゲージ メントの可能性

エンゲージメントが大 量保有報告制度における「重要提案行為」に 該当し「特例報告制 度」の適用が行われな くなる可能性や、共同 保有者の保有割合の算 出等がネックに

③企業による 非財務情報開示

TNFDやISSBなど非財務情報開示の拡大や正確性・比較可能性の担保などが世界的なりの前となっておりができる。 ではいいではないが、 ないが、 な

5. 日本・GPIFへの示唆 一直近の外部環境の変化

日本国内

先進国・世界(日本含む)

①物価安定の目標が射程圏内に

長く低位で推移してきたインフレ率 が上昇を開始し、持続的な賃金上昇が 伴えば、<u>デフレからの完全脱却</u>の現実 味がさらに増す

②東証による取組と「貯蓄から投資」の本格化

PBR・ROEの是正要請等の取組が本格化し、新NISA制度等も後押しする 形で国民の資産運用・形成が促進

③「資産運用立国実現プラン」

資産運用業やスタートアップ、オルタネティブ投資など、<u>幅広い領域</u>に関わる政策が進行中

①サステナビリティの重要性の増加

新OECD原則では、サステナビリ ティの章が新設され、<u>他の論点(株主</u> <u>の権利等)と同等の重要性</u>が認められ た

②「インパクト加重会計」の実用化

数値化された企業活動の社会的インパクトを財務情報に統合する<u>新しい会</u> 計枠組の開発が進行中

③不確実性の高まり

新型コロナウイルスによるパンデミックやロシアによるウクライナ侵攻など、世界的に不確実性が高まり続けている

参考文献

- 有吉尚哉(2023)「『資産運用立国 実現プラン』で示された政策プラン の概要」、西村あさひ法律事務所 『N&Aニューズレター』。
- 伊藤邦雄(2018) 「コーポレートガ バナンス改革と日本企業の持続的成 長」、『監査役683号』、p.4-31。
- 伊藤邦雄(2023)『企業価値経営 第2版』日経BP。
- 宇沢弘文(2000)『社会的共通資 本』岩波書店。
- 大塚章男(2021a) 『ステークホル ダー・キャピタリズム時代のコーポ・ レート・ガバナンス』中央経済社。
- 大塚章男(2021b) 『法学から考え・ るESGによる投資と経営』同文舘出 版。
- 金融庁(2014) 「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた・ 法的論点に係る考え方の整理」
- 金融庁(2019)「「責任ある投資家の諸原則」《日本版スチュワードシップ・コード》 〜投資と対話を・通じて企業の持続的成長を促すために」商事法務。
- 金融庁(2021) 「投資家と企業の対 話ガイドライン」。
- 桑島浩彰ほか(2022) 『SDGs時代 を勝ち抜く ESG財務戦略』ダイヤ モンド社。
- 経済産業省(2014)「「持続的成長 への競争とインセンティブ 〜企業と

投資家の望ましい関係構築~」プロ ジェクト(伊藤レポート)最終報告 書。

経済産業省(2020)「第5回SX研究会 資料3 事務局説明資料」。

酒巻雄司(2023)「コーポレートガバナンス・コードの形式的順守に対する対応策」、『ソシオサイエンス』、p.1-16。

- ジョージ・セラフェイム(2023) 『PURPOSE+PROFIT』倉田幸信訳、 ダイヤモンド社。
- 白井さゆり(2022) 『SDGsファイ・ ナンス』日経BP。

武井一浩・神田秀樹・加藤貴仁・児 玉康平・三瓶裕喜(2022)『コーポレートガバナンス改革と上場会社法 制のグランドデザイン』、

円谷昭一(2022)「大学生のスチュワードシップ意識調査」、『月刊資本市場 2022年10月号 (No.446)』、p.4-11。

野村修也(2023)「サステナビリティ経営と企業価値の向上」、『サステナビリティの経営と法務』、p.2-12。

東京証券取引所、「コーポレートガバナンス・コード 〜会社の持続的 。 な成長と中長期的な企業価値の向上のために」。

深見健太・金江麻耶 (2023) 「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂ポイント」、『金融

財政事情 2023年10月10日号 (3514号) 』、p.42-45。

- Akio OTSUKA (2019) "For Institutional Investors, the Alternative of 'Exit or Voice,' or 'Empowerment or Engagement' in the United States and the United Kingdom.", 2 Cardozo Int'l Comp., Policy & Ethics L. Rev. 674 (2019).
- Jaap Winter (2011) 'Shareholder Engagement and Stewardship', SSRN Electronic Journal.
- OECD, 'G20/OECD Principles of Corporate Governance.', https://www.oecd.org/corporate/principles-corporate-governance/.
- Financial Reporting Council (FRC), 'The UK Stewardship Code 2020.', https://www.frc.org.uk/document s/5127/The UK Stewardship Code 2020.pdf.
- FRC, 'The Influence of the UK Stewardship Code 2020 on Practice and Reporting.', https://media.frc.org.uk/documents/FRC Influence of the Stewardship Code.pdf.
- 金融庁、ホームページ、 https://www.fsa.go.jp/。
- GPIF、ホームページ、 https://www.gpif.go.jp/。